

令和6年度「さが子育てエール便」ギフト商品提案募集に係る条件書

1 募集件名

令和6年度「さが子育てエール便」ギフト商品提案募集

2 目的

赤ちゃんが生まれた全ての世帯に、佐賀の子育てのしやすさや充実した子育て支援施策を知ってもらい、佐賀での子育て満足度の向上につなげることを目的に、「子育てし大県“さが”」の情報冊子や親子の愛着形成に欠かせない体感型情報発信ツールである佐賀らしいギフト商品（以下、「佐賀らしいギフト商品」という。）を詰め込んだ令和6年度「さが子育てエール便」事業を実施する。

本業務は、令和6年度「さが子育てエール便」に同封する、佐賀らしいギフト商品の提案を募り、優れた提案を決定するために実施するものである。

3 提案に係る要件

(1) パッケージ構成

- ① ギフトボックス（印刷デザインのみ県が提供）
- ② 内包品
 - (ア) 子育てしたい県“さが” 情報冊子（別途 県が提供）
 - (イ) 意思表示チャーム「ツナガルン」（別途 県が提供）
 - (ウ) “佐賀らしいギフト”商品「触」「食」「遊」（今回提案品）
 - (エ) アンケート用紙等（別途 県が提供）

(2) “佐賀らしいギフト”商品の提案

① “佐賀らしいギフト”商品必須条件

ギフトの提案にあたり、以下の全ての条件を満たしていること。

(ア) 大きさは、たて 21.0cm×よこ 14.8cm×高さ6cm 以内であること。

※外装を含めた大きさとする。

(イ) ギフトは、親子の愛着形成をサポートする体感型情報ツールであることから、以下の3つのコンセプトに従って、パッケージで提案すること。

a) 親子のスキンシップや肌の触れ合いを促すギフト（「触」のギフト）

例：ベビークリーム、ボディソープ、ベビータオル など

b) 離乳食期から活用可能な、食に関するギフト（「食」のギフト）

例：離乳食用皿、スプーン、カップ、食事用スタイ など

c) 赤ちゃんの五感を刺激し、健やかな成長をサポートするギフト（「遊」のギフト）

例：玩具 など

(ウ) 通常の輸送の衝撃に耐えることができる耐久性を有していること。

(エ) 常温管理が可能であること。

(オ) 2年程度保管が可能であること。

(カ) 食料品、飲料水等でないもの。

(キ) オリジナル商品であること。

※既製品の場合は、パッケージ等で流通品と差別化できるもの。

(ク) 商品に価格が記載されていないこと。

(ケ) 1パッケージあたりの製造・商品を梱包するギフトボックスの制作・納品に係る価格が
5,000円(消費税及び地方消費税を含まない額)以下であること。

(コ) 佐賀県にちなんだものであること。

例: 佐賀県内で生産されたもの、原材料の主要な部分が佐賀県内で生産されたものなど

② “佐賀らしいギフト”商品の提案に求められる点

ギフトの提案にあたり、以下の点を加味すること。

(ア) ギフトが、割れ物、壊れ物である場合は、保護方法も提案すること。

(イ) ギフトの内容物が液体等である場合は、液漏れ防止方法も提案すること。

(ウ) 商品の特徴やコンセプトが明確であること。

(エ) 商品としての魅力があること。

(オ) 赤ちゃん向け、母親・父親向けまたは双方向けなど、ターゲットが明確であること。

(カ) 提案商品にオリジナリティ(工夫した点)があること。

(キ) 原材料を明示するなど、ギフトのターゲットに十分配慮すること。

(ク) ギフト自体が梱包され、ギフトボックス(※)に納められていること。

※ギフトボックス

(2) ①で提案した“佐賀らしいギフト”商品「触」「食」「遊」や県から提供する子育てし
大県“さが”情報冊子、意思表示チャーム「ツナガルン」等を梱包するオリジナルのギフト
ボックスを制作し、梱包すること。

②ギフトボックスの形状は、蓋部分と本体部分が分かれているものであること。

③ギフトボックスの大きさは、たて 21.0cm×よこ 14.8cm 以上であり、高さは商品の大きさに
応じて調整すること。

④ギフトボックスは、“佐賀らしいギフト”の中身を考慮し、耐性があるものとする。

⑤ギフトボックスは、全面にカラー印刷を施すものとする。なお、印刷デザインについては、県か
ら別途提供する。

(3) “佐賀らしいギフト”的納品

① 納品数は 5,500 個程度とする。

ただし、県内の出生数の動向に応じて多少の増減が発生する。この場合の増減数量がそれぞれ 5
00 個までは、当初の納品価格と同一とする。

② 納品は、県が別に指定する時期に県が指定する数量をそれぞれの市町に納品すること。

なお、初回納品は 5 月末を予定し、初回に限り 1,000 個～2,000 個程度の納品を想定。

その後、6 月～翌年 3 月の月末までに毎月県が指定した個数を納品する。

③ 納品先は、県が指定する場所(県が別に指定する市町庁舎や倉庫等)に行う。

なお、納品時はそれぞれの市町職員立会いの下、納品数量等の確認を行うこと。

④ ギフトボックスの中に、県が指定する物品や冊子等も一緒に梱包すること。

⑤納品後、受託者の責任によりギフト商品に不備や破損等があった場合は、誠意をもって対応すること。

(4) その他必要な業務

① 業務実施計画書の作成・提出

なお、業務実施計画書は以下の項目を記載しておくこと。

(ア) 納入の実施実績

(イ) 納入体制の実施実績

(ウ) その他関連事項

② 実施体制表に統括責任者及び関係会社等を明記すること。

③ 受託者は、進捗管理を行うとともに、円滑に納入し、納入の際には市町担当者の受け取りサインがある納品書を県に提出すること。

④ その他、本条件書にない事項については、その都度、県と協議を行い決定する。

4 留意事項

(1) 本事業の実施に係る関係機関との調整が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。

(2) 納入に当たり、第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。

(3) 納入者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとする。

ただし、納入者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。

(4) 代金は、それぞれの納品完了後、月末締めて翌月末までに支払う。

(5) 本業務は、令和6年度当初予算の事前準備であり、令和6年度当初予算が成立しない場合は契約を実施しないことがある。また、契約締結日は令和6年4月以降となる。